

I 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

1 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出先及び提出期限

連結親法人は、各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に、納稅地の所轄稅務署長に対し連結確定申告書及び地方法人税確定申告書を提出しなければならないこととされています（法81の22、地方法19①）。ただし、連結親法人が定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）の定めにより、若しくは連結法人に特別の事情があることにより、その連結事業年度等以後の各連結事業年度等終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合又は連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度等の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないためにその連結事業年度等以後の各連結事業年度等の連結確定申告書及び地方法人税確定申告書をそれぞれの提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、その連結親法人の提出期限の延長の特例の申請に基づき、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出期限を2月間（次の①及び②に該当する場合にはそれぞれに掲げる期間）延長することができます（法81の24、地方法19⑤）。

- ① 会計監査人を置いている場合で、かつ、その定款等の定めにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（②に該当する場合を除きます。）（法81の24①一）

その定めの内容を勘案して4月を超えない範囲内において稅務署長が指定する月数の期間

- ② その特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあること、連結法人に特別の事情があることにより各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合（法81の24①二）

稅務署長が指定する月数の期間

- (注) 1 提出期限の延長の特例を受けるためには、最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に納稅地の所轄稅務署長へ申請書を提出する必要があります（法81の24②）。
- 2 上記1の申請書は、法第75条の2（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人であっても、改めて提出する必要があることに御注意ください。

2 時価評価法人等の申告書等用紙について

設立事業年度等の承認申請特例（法4の3⑥）による申請に基づく場合における連結親法人の最初連結事業年度において、連結子法人が時価評価法人等に該当することにより、その連結子法人の承認を受けた日を含む事業年度を連結申告ではなく単体申告を行うこととなるときは、その連結子法人の所轄稅務署に単体申告用の申告書等用紙の交付を申し出てください。

3 消費税及び地方消費税について

- (1) 消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんが、課税期間は法人税法上の事業年度とされているため（消費税法19①二、地方税法72の78③）、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税を適用する前において親法人と課税期間が異なる期間となっていた子法人についてはその課税期間が変更され、その変更後の課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますので御注意ください。
- (注) 法人税について連結確定申告書の提出期限の延長を認められている場合であっても、消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことに御注意ください。
- (2) また、消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税及び地方消費税の確定申告書の用紙は連結親法人又は連結子法人のいずれであるかにかかわりなく、課税事業者に該当する法人に送付しています。

4 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙の送付について

次に掲げる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書等の用紙は、それぞれ次に掲げるものを連結親法人の所轄税務署から連結親法人宛に送付しています。

なお、申告に当たり、税務署から送付した用紙以外の用紙を使用している等の理由により翌連結事業年度以降の送付が不要な場合には、連結確定申告書別表一の二及び個別帰属額の届出書の「翌年以降送付要否」の「否」を○で囲んで表示してください。

- (1) 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書
- ① 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書別表一の二及び別表一の二次葉
 - ② 連結申告書別表セット（別表二から別表十六(八)までの別表のうち主要なもの）
- (2) 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ① 個別帰属額等の一覧表
 - ② 個別帰属額の届出書（連結親法人分）
 - ③ 個別帰属額等届出書付表セット（別表四の二付表から別表十六(八)までの別表のうち主要なもの）
(連結親法人分)
- (3) 勘定科目内訳明細書（連結親法人分）
勘定科目内訳明細書セット
- (4) 事業概況書
- (5) 適用額明細書

5 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付します（規則37の12）。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金の処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）

- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書
- (注) 組織再編成を行っていない場合には、⑥及び⑦の添付は不要です。
- ⑧ 特別償却の適用を受ける場合の明細書（特別償却限度額の計算に関する付表）及び圧縮記帳の適用を受ける場合の収用証明書など連結確定申告書に添付することが適用の要件とされている書類（以下「明細書・証明書等」といいます。）
- ⑨ 適用額明細書（税額又は所得の金額を減少させる租税特別措置法の規定その他一定の規定の適用を受けない法人は提出の必要はありません。）

6 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類

連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類は、連結法人ごとに作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付することとなります。この連結確定申告書及び地方法人税確定申告書への添付に際しては、連結法人ごとに作成した連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類を取りまとめ、その表紙として個別帰属額等の一覧表を付してください（「[7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について](#)」を参照してください。）。

- (1) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額を記載した書類は、個別帰属額の届出書を使用して作成し、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付します。

なお、連結子法人分の作成は、連結子法人が本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出る個別帰属額の届出書の写しを使用することとして差し支えありません。

- (2) 連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成は、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の別表の写しを使用することとして差し支えありません。

なお、連結子法人分については、添付を省略することができます（添付書類としてではなく、個別帰属額の届出書として提出する場合は省略できません。）。

また、連結親法人分の作成及び添付は、次の点に御注意ください。

- ① 個別帰属額に係る明細書（各別表の付表）だけでなく、その個別帰属額を算出するために必要な別表も添付する必要があります。

例えば、外国税額控除を適用する連結親法人にあっては、「別表六の二(二)付表 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度個別帰属額13」の金額の計算において「別表六の二(二) 連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書」の「連結控除限度額15」の金額が必要となるため、「別表六の二(二)付表」だけでなく「別表六の二(二)」も併せて添付することとなります。

- ② 別表の一部に個別帰属額に係る記載欄が設けられている別表については、その個別帰属額に係る記載欄だけでなく、それ以外の欄についても記載します。

例えば、「別表十四の二 連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書」にあっては、連結グループ全体の損金不算入額等が個別帰属額の計算に必要となるため、「個別帰属額の計算」以外の各記載欄につき、その連結所得の金額の計算において記載した金額を転記します。

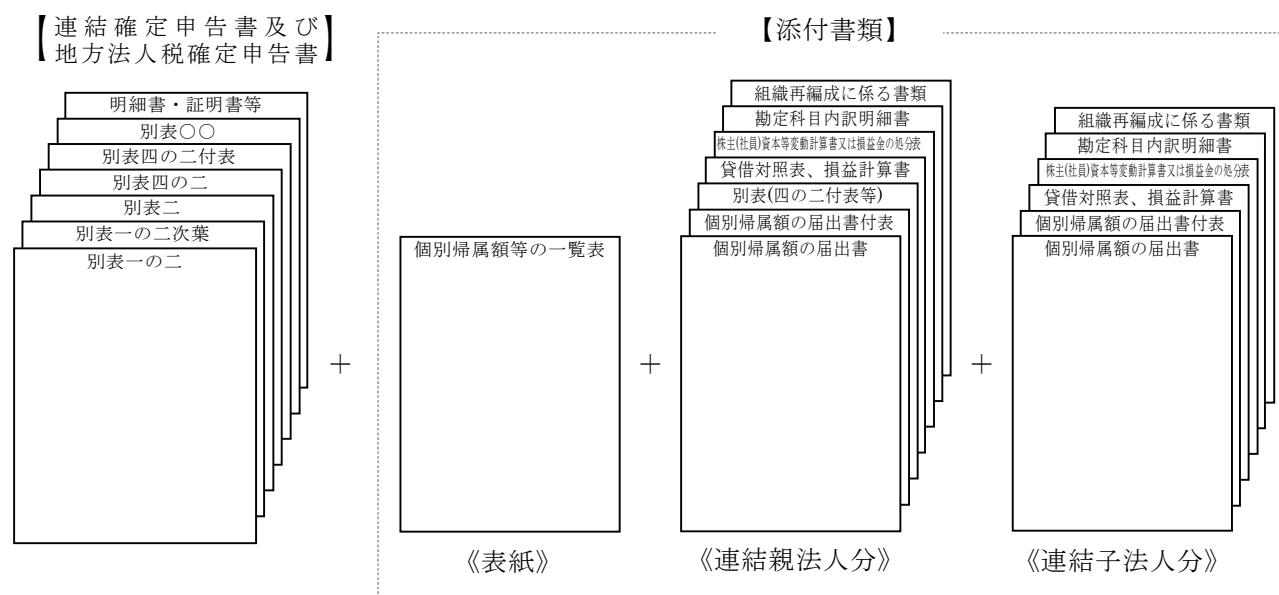
このことは、「別表六の二(一) 連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」などについても同様です。

③ 連結親法人と連結子法人の全てが記載される別表については、連結親法人以外の記載欄を消さずに添付してください。

例えば、連結グループで損金算入限度額が設けられている「別表十五の二 交際費等の損金算入に関する明細書」にあっては、「個別帰属損金不算入額」の「同上以外の場合23」の計算の基礎となる「損金不算入額5」の算出に各連結法人の支出交際費等の額の合計額及び支出交際費等の額のうち接待飲食費の額の合計額が必要であるため、連結法人の全てにつき「6」から「21」までの各欄を記載します。

7 連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類の編てつ順について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の添付書類については、「個別帰属額等の一覧表」を表紙として、連結親法人及び連結子法人ごとに次の区分に応じた順に並べた上で、連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付して提出してください。



(注) 1 添付書類の連結子法人分については、連結子法人ごとに、以降同じ順で並べてください。

2 上図では、連結子法人分の連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額の計算の基礎を記載した書類（申告書別表）の添付を省略しています（6(2)を参照してください。）。

8 申告に当たっての留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2イからハまでに規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申告書等を提出する場合には、申告書等には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(注) 平成19年度税制改正における新信託法の制定に伴う法の改正後の規定は、原則として、新信託法の施行の日（平成19年9月30日）以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含みます。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除きます。）については、従前どおりとされています（平成19年改正法附則34①、平成19年改正令附則8）。

（新法信託とは、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項（（新法の適用等）の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託をいいます。）

(2) e-Taxによる連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出について

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書は、電子申告（e-Tax）も可能です。

連結確定申告書及び地方法人税確定申告書の提出を電子申告（e-Tax）で行う場合には、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）を参照してください。